平成２６年（フ）第１５５号
広島県呉市広横路２丁目22番５号
債務者　中原めぐみ
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第５９９号
千葉県市原市東五所34番地８　カンフォートＡ－２
債務者　関　　明男（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８８３号
千葉県浦安市堀江４丁目４番32―301号　山源ビル２
債務者　麹谷　百代
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９２３号
千葉市中央区矢作町875番地　コーポビバルディ２―202号
債務者　加藤　香織
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９３３号
千葉市中央区亀井町15番21号
債務者　門澤　義博
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９４９号
千葉市美浜区高洲４丁目４番１棟822号
債務者　牧野　恭子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９７４号
千葉市美浜区高洲２丁目８番８棟529号
債務者　大石　裕次
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１７０号
富山市本郷町51番地１　プリティ101号、前住所富山市一本木136番地　リッツⅠ205号
債務者　宇佐美智寛
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７５号
富山市長江２丁目５番７―103号　コーポブルボン
債務者　木村　静志
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７７号
富山市水橋町651番地
債務者　黒田　梨香（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５９号
長野県駒ヶ根市赤穂14004番地
債務者　福澤　俊陽（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第６１号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富1032番地43　北湯舟県住522号
債務者　向山久美子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第６２号
長野県上伊那郡飯島町飯島1443番地１　ハイツ・エム101
債務者　上原　章謹
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第６５号
長野県伊那市高遠町上山田264番地
債務者　丸山　清美
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第２６９号
青森市久須志３丁目18番11号　長谷川方
債務者　増川　正明
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７７号
さいたま市南区大谷場１丁目11番10号
債務者　佐塚　麗子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
山口県周南市鐘楼町２番36号　藤井ビル302号
債務者　山本　隆司
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山口地方裁判所周南支部